

**第2回**  
**草津市路上喫煙対策委員会資料**

**平成20年8月28日**

**草津市人権環境部**

# 追加調査結果

調査内容 1時間あたりの通行量調査

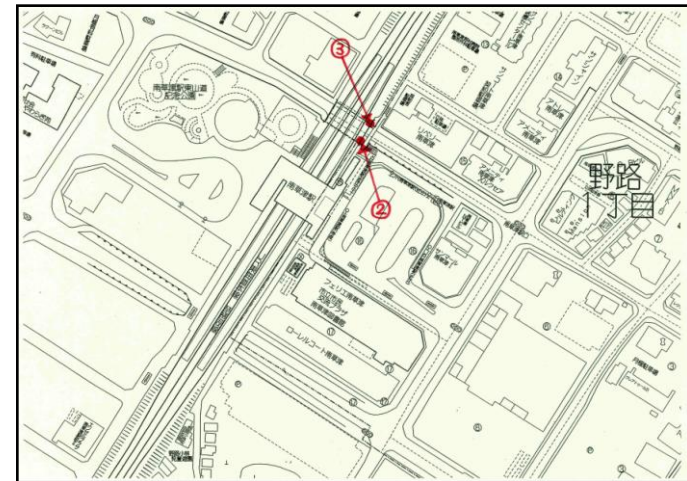
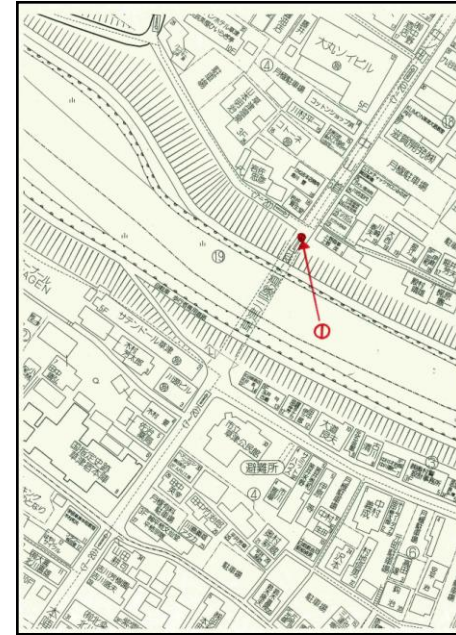
調査日 ① 平成20年8月20日(水)

②③平成20年8月19日(火)

調査時間帯 午前7時30分から午前8時30分

調査地点

- ①草津駅東口商店街アーケード南端、旧草津川トンネル
- ②南草津駅県道大津草津線JR高架下南側歩道
- ③南草津駅県道大津草津線JR高架下北側歩道



調査地点	歩行者数	自転車数
①	521	712
②	30	43
③	119	86

# 禁止区域の指定方法等

## 検討課題(第1回委員会審議から)

### ●路上喫煙禁止区域(案)について

- 駅周辺の人通りが多い裏路地の指定
- 商店街のアーケードの先(旧草津川トンネル)までの延伸
- 市内全域指定の実効性
- 禁止区域周辺での路上喫煙防止
- 区域指定における通行者数の適正基準
- 指定後の区域の変更(拡大・解除)
- 禁止区域の啓発、周知方法

### ●その他

- 禁止区域内等に喫煙場所を設けることについて
- 観光客に対する喫煙対策について

# 1. 路上喫煙禁止区域の指定

## 1. 区域の指定要件について

- 恒常的に人通りがあり、一定高い歩行者密度がある区域
- 路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高い区域
- 市民等に分かりやすく、明確に示すことができる区域
- 現地で啓発指導を行う上で、実効性のある取組みが可能な区域  
(視認性・・・見通しがきく、区域界が明確等)
- 市域全域の啓発普及効果が期待される区域  
(市民等の利用頻度が高い区域)

## 2. 区域の指定についての具体案

■禁止区域は、草津駅・南草津駅周辺とする。

○ピーク時における歩行者密度が概ね1時間当り300人以上の区域で自転車と歩行者が輻輳するところ。

○市民の利用も多く、啓発普及効果が期待できる。

(JR駅1日平均旅客乗車人員(JR提供2007年度資料より))

県内1位 草津駅 27,831人 3位 南草津駅 20,182人

■指定方法は、明確に区域を示すことができ、実効性のある取り組みができる道路区域とする。(線指定)

○駅前広場(4箇所)と駅前公園(南草津駅西口)は、施設として指定する。

●なお、条例では禁止区域は、変更および解除することができる旨規定されていることから、禁止区域指定後、一定期間の状況調査結果を当委員会に諮り、見直しを(拡大・縮小)する。

## 2. 指定区域における期間・時間指定

### 1. 期間・時間指定について

- 期間指定は、観光客等で一定期間混み合う地域を想定したもの
- 時間指定は、路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高い時間帯を想定したもの  
(人通りが少ない時間帯(深夜・早朝)は指定しない)

### 2. 期間・時間指定の具体案

- 期間指定  
駅周辺は、通勤通学者で1年を通じて恒常的に人が多く、期間指定は馴染まない。
  - 時間指定  
24時間を通しての指定により、禁止区域内では路上喫煙ができないことを徹底できる。  
一方、時間指定を導入すると、市内全域での努力義務に対する啓発普及効果が薄れる可能性がある。
- 上記理由により、期間・時間指定は導入しないこととする。

### 3. 喫煙場所について

#### 1. 喫煙場所の論点整理

- 設置した場合

- メリット

- 喫煙者と非喫煙者の一定ルールに基づいた共存

- 喫煙者に対する禁止区域の周知

- 禁止区域周辺での路上喫煙の防止

- デメリット

- 喫煙の集中による大量の煙の蔓延

- 喫煙場所の清掃、吸い殻回収

- 街の景観への影響

## ●設置しない場合

### ○メリット

禁止区域の厳格な周知徹底  
非喫煙者の快適空間の確保

### ○デメリット

啓発指導の限界  
禁止区域内を避けての周辺での路上喫煙



## 4. 啓発活動について

### 1. 禁止区域指定に伴う啓発活動

#### (1) 関係団体への周知および協力依頼

##### ① 自治連合会および町内会への周知説明

- ・禁止区域となる道路を含む関係町内会への説明

##### ② 商業・運輸・観光関係者への周知説明

- ・商業（草津市商店街連盟、スーパー、コンビニ、百貨店等）
- ・運輸（JR、バス会社、タクシー会社）
- ・観光（草津市観光物産協会、旅行会社、ホテル）

#### (2) 警察への協力依頼

- ・禁止区域の指定に伴う情報提供
- ・指導パトロール時におけるトラブルへの対応依頼

#### (3) 広報活動

##### ① 啓発チラシの配置

- ・市の施設、公共的施設に配置

## ②横断幕、昇り旗

- ・草津駅、南草津駅、市役所での掲出(禁止区域周知用)

## ③広報紙等

- ・「くさつ広報」への記事掲載(禁止区域および条例自体の記事)
- ・市ホームページでの情報提供

## ④禁止区域の表示

- ・立て看板の設置
- ・路面表示
- ・周知ステッカーの貼り付け

## ⑤街頭啓発等

- ・駅周辺での街頭啓発
- ・市主催イベントでの啓発
- ・街頭宣伝活動

# 参考資料(他市の状況)

	条例名	概要	指定方法	喫煙スペース
千代田区	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例(生活環境条例)	路上禁煙地区 他の全域努力義務	エリア指定 (面)	有り 規制対象外の公園等に 分煙施設を試行設置
名古屋市	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例	路上禁煙地区 (禁煙ロード) 他の全域努力義務	道路指定 (線)	無し
京都市	路上喫煙等の禁止等に関する条例	路上喫煙等禁止区域 他の全域努力義務	道路指定 (線)	有り 禁止区域外隣接に設置
大阪市	路上喫煙の防止に関する条例	路上喫煙禁止地区 他の全域努力義務	道路指定 (線)	有り 地区内1箇所 地区隣接1箇所
芦屋市	清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例	喫煙禁止区域 他の全域努力義務	エリア指定 (面)	有り 区域内6箇所
神戸市	たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨てるの防止等に関する条例	路上喫煙禁止地区 他の全域努力義務	道路指定 (線)	有り 区域内4箇所